

# 大分県報

令和五年  
号外（三五）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………  
知事管理漁獲可能量の設定……………  
大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………

### 告示

#### 大分県告示第百五十四号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。  
令和五年三月三十一日

第二条を次のように改める。  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

（適用範囲）

第二条 この規程は、法別表第一の下欄及び番号利用等条例別表第一の下欄に掲げる事務のうち、知事が個人番号利用事務実施者となる事務について適用する。  
第八条第一号中「八十九の項」を「九十九の項」に改める。

#### 附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

#### 大分県告示第百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和五管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規

定に基づき、公表する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。  
第一 くろまぐろ（小型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

#### 知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（小型魚） 漁業区分

三・八トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三・八トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

#### 知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（大型魚） 漁業区分

六・四トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・四トン

第三 するめいか

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

#### 知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県するめいか 漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

#### 大分県告示第百五十六号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

令和五年三月三十一日

大分県報号外（告示）

一

第二十九条第一項中「建設機械器具」の下に「(以下この条において「工事的物等」という。)」を加え、同条第四項中「工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事的物等」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「第六項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第二十九条第六項中「として」を「と」、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として」に改める。

第三十七条ただし書中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この告示は、令和五年四月一日から施行する。